

となり、園内に榎木のみ存せしかど、明治九年十月各街道一里塚廢毀の儀、内務省より府縣へ達せられし故にや、其の後彼の園内なる榎木も伐木して、今はその遺蹟をも絶えたりけり。

○里塚事略

烈祖成續に、慶長九年二月四日。世子下令。使築東海・東山・北陸三道里塚。と見え、續王代一覽にも、慶長九年二月東海・東山・北陸の郡吏に命じて、一里塚を築かせらるとあり。此は徳川家の下知なるべし。故に武江年表に、慶長九年甲辰二月日本橋をもと、定められ、東海道及び越後・陸奥等の諸道へ一里塚を築かしめらる。三十六町一里の積りなりと見え、家忠日記に、慶長九年五月下旬に至りて成就すとあり。されば吾が加賀國等の道路なる一里塚も、此の時里程を取しらべ、里塚を築かしめられしにや。一説に、一里塚は織田信長公の時初めて築かしめらる。其の頃塚上に松にても植うべしやと奉行人より伺ひけるに、餘の木を植ゑしめよと仰せられしを、餘の木を榎木の事と心得、悉く榎木を植ゑしめたり。故に後々までも里塚には榎木を

植うる事とは成りたりといへり。按ずるに、右は信長記に、天正三年篠岡右衛門尉等四人を奉行となし、海道筋廣さ三間半、在々の大通三間、道の多く曲りたる處は見計ひ直につけ、道の兩邊に松・柳を植ゑしめられたりと見え、本居氏の玉勝間に、三十六町を一里とするは、或説に、織田大臣の世よりの事也といへりとあれば、一里塚は天正の初頃より既に起りたるならんか。加能越三州の一里塚の事は、改作所舊記に載せたる元祿十一年七月石川郡里正連名の書付に如左載せたり。

御領國御繪圖之内石川郡之儀に付

御尋之品申上候覺

一、延寶六年の御繪圖に、石川郡与加賀郡之御境、同郡と能美郡之御境、同礪波郡之御境、同飛州山境、何れも私共見届吟味仕候處、相違無御座候。

一、正保之御繪圖に、石川郡水嶋村と源兵衛嶋村之間に一里塚御座候得共、只今一里塚崩申候哉無御座候。水嶋より一町程西之方に一里塚と相見え申跡一御座候。所之者共へも相尋申候處、様子存知申者無御座候。

一、正保之御繪圖に無御座二里塚、只今有之哉と御尋に御座候。正保之御繪圖に無御座二里塚、其後出來と申儀承および申儀無御座候。

一、往還道之外脇道に一里塚御座候所も有之候哉と御尋に御座候。往還道之外脇道又は他國へ越申道筋にも、前々より一里塚無御座候。

一、一里塚之儀、三十六町或は五十町を一里に國風に而用ひ來候所も御座候由、御領國之内町間長短之所も無之、一統三十六町を用ひ申候哉与御尋に御座候。加州三郡之分は一統三十六町を一里と申候。此外長短は無御座候。越中・能州之儀も三十六町を一里と申由、長短は無御座旨に御座候。

一、石川郡より他國へ越申道之儀、正保之御繪圖に御記御座候通、木滑村より（高田）に（高田）の橋通り御公領瀬戸村へ之道、井木滑村より市の橋通り御公領荒谷村へ之道筋御座候。此外に中宮村より籠の橋通り御公領尾添村へ之道一筋御座候。此三筋之外他國へ越申道無御座候。

一、正保之御繪圖に有之道に而も、只今他國へ不越道有

之哉与御尋に御座候。正保之御繪圖に有之道筋、今程他國へ不越道、退轉之道無御座候。

一、源兵衛嶋より本吉湊へ之道、正保之御繪圖には一里塚も有之道に候得ども、延寶之御繪圖には水嶋村より往還道つき有之候。此儀如何之様子に候哉と御尋に御座候。此の道先年は源兵衛嶋より本吉湊へ道付有之候得共、中頃より水嶋村より道つき往還仕候。此儀如何之様子に候哉承及不申候付、所之者共へも相尋候處、様子存知候者、井道替り候年號覺申者無御座候。

一、正保之御繪圖に、劔村与白山村之間不宜相見え候故、延寶之御繪圖之通、劔村を白山村之方へ寄候へば、劔村南之町端に有之候一里塚共寄申候。左候へば此間一里塚、正保之御繪圖とは相違之由御尋に御座候。此所先規より一里塚無御座候。所之者共へも相尋候處、此所に一里塚有之儀、不承及旨申候。惣而往還道之脇道には一里塚無御座候。

一、右之道之内、金澤より劔村迄之間、圓光寺村・會谷村・日御子村・知氣寺村、此村之上に當り候一里塚、正保之御繪圖、延寶之御繪圖とは村之前後或は川を隔て相違有之由、